

報道解禁：指導取締終了時刻16時00分以降

令和8年10月15日

お知らせ

(資料提供先)

鳥取県政記者会

鳥取市政記者クラブ

違反車両の無い安全安心な道路を目指して！

～【第9回】特殊車両の指導取締を実施します～

鳥取河川国道事務所では、適正な道路管理及び走行車両の安全確保のため、違反車両の撲滅を目指し、鳥取県警察と協力し、特殊車両の指導取締を継続的に実施しています。

つきましては、以下のとおり、今年度第9回目の指導取締を実施しますのでお知らせします。

- 日 時 令和8年10月20日(火) 14時00分から16時00分まで
(予 備 日 令和8年10月21日(水) 14時00分から16時00分まで
※雨天等により延期することがあります。
- 場 所 鳥取県鳥取市本高^{とっとり もとだか}
鳥取ICチェーン着脱場(別紙1参照)
- 指導取締内容 「通行許可証」又は「回答書※」の有無、内容確認及び車両計測を行い、違反があれば警告等の指導を行います。
※特車通行確認制度において通行可能な経路として発行された回答書
- 協 力 機 関 鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊
- 留 意 事 項 報道解禁は、取締終了時刻16時00分以降とします
※取材される際は、事前に下記問い合わせ先(担当)へご連絡をお願いします。
※雨天等により取締を延期することがありますので、実施の有無について下記問い合わせ先(担当)までご確認ください。
※「令和8年度指導取締結果」は別紙2、「特殊車両通行許可制度」については別紙3をご参照ください。

問い合わせ先	
国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	
(道路) 副所長	いとおか としひろ 市岡 利啓
【担 当】道路管理第一課長	くわだ てつや 桑田 徹也
TEL 0857-22-8435 (代表)	

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「報道発表」ページでも公開しています。

鳥取河川国道事務所HP アドレス <https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>



また、X(旧Twitter)による情報発信も行っています。

https://x.com/mlit_tottori



二次元コード

鳥取 I C チェーン着脱場



出典：国土地理院「地理院地図（電子国土W e b）」

加工：鳥取河川国道事務所

現地写真



令和8年度 指導取締結果

内容 回数	実施場所	取締日	取締台数	違反台数	違反内容		
					無許可	条件違反	許可証不携帯
1	一般国道53号 倉田パーキング	4月24日	2台	1台	1台		
2	鳥取県鳥取市本高 鳥取ICチェーン着脱場	5月11日	2台	0台			
3	鳥取県鳥取市気高町八束水 八束水チェーン着脱場	5月25日	0台	0台			
4	鳥取県八頭郡八頭町用呂 用呂チェーン着脱場	6月11日	0台	0台			
5	鳥取県鳥取市本高 鳥取ICチェーン着脱場	7月3日	2台	0台			
6	鳥取県鳥取市本高 鳥取ICチェーン着脱場	8月20日	3台	1台			1台
7	鳥取県鳥取市気高町八束水 八束水チェーン着脱場	9月10日	0台	0台			
8	鳥取県八頭郡八頭町用呂 用呂チェーン着脱場	10月6日	2台	1台	1台		
累計			11台	3台	2台	0台	1台

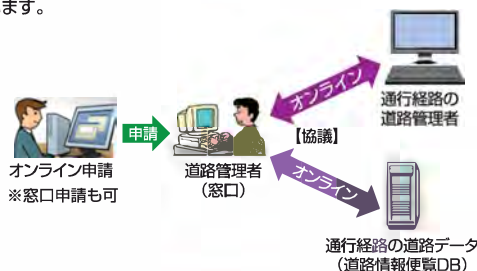
取締実施状況



※写真の車両は違反車両ではありません

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に向う必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。
※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の違反走行に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！



荷主の関与



違反走行

荷主警告

荷主名及び
事案の概要を
公表

詳しくは、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html) をご参照ください。



中国地方整備局「特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ」

機 関 名	住 所	電 話 番 号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係サイト

特殊車両通行許可オンライン申請システム

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html>



全国の申請窓口一覧

<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>



特殊車両に係る通行規制情報

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html>



特殊車両通行ハンドブック

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html



荷主・運送関係の皆様へ

特殊車両が走るには許可が必要です！

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



特殊車両の通行による道路への影響



道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ・強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



車両 社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。



軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を蓄積させることになります。



「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (道路法 車両制限令)	(参考)自動車の保安上の基準 (道路運送車両法 保安基準)	(参考)交通安全上の基準 (道路交通法 施行令)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m(※) (トレーラー等運送車はほとんどこれを超えます)	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラーは別扱いとなります。 (それぞれが12mまで)	規定なし ただし他の車両を牽引する場合は25m。積載物は車長の10分の2を超えてはみ出し不可
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし積載物は車幅の10分の2を超えてはみ出し不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t(※) (一部道路では最大25t)	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載量を超過してはならない(過積載)
軸重	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

↑ どれか1つでも越える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

(※)車種や道路種別により特例があります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるもののいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

代表的な特殊車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等は選定する重量によって異なります。



誘導車の適切な配置をお願いします。

カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導配置や橋梁などの構造物の保全などのために誘導車の配置条件を付す場合があります。

●誘導車の配置条件が付される場合

重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等車両を通行させる場合には、橋梁の同一区間にその車両のみを通行させる必要があります。そのために当該車線上から他の車両を排除し、通行するために当該車両の後方に誘導車を配置します。
寸法に関する場合	車両の寸法が大きまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみだしなれば通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、通行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。

誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は通行条件違反となります

「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。
【URL】http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yудо_gaidorain.pdf



違反内容 ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をすることがあります

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を交付します。

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には特殊通行許可の申請が必要です。申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金が科せられます(道路法第104条第1号)。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は即時告発を行います。

荷主、運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。